

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

- 行政組織規則の一部を改正する規則
- 事務委任規則の一部を改正する規則
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

告示

- 農用地利用配分計画の認可
- 保安林の指定の解除の予定
- 保安林の指定の予定
- 保安林の指定施業要件の変更の予定
- 建設業許可の取消し
- 県立都市公園の設置
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (三件)
- 開発行為に関する工事の完了 (三件)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

規則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

○宮城県規則第百十四号

宮城県知事 村井嘉浩

ページ

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第六項第十五号中「矢本海浜緑地」の下に「及び石巻南浜津波復興祈念公園」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第百十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「矢本海浜緑地」の下に「及び石巻南浜津波復興祈念公園」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第百十六号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「株式会社」を「株式会社」に、

変更事項		本籍地 都道府県名	氏名
旧	新	旧	新
	(ふりがな)		(ふりがな)
	(ふりがな)		(ふりがな)

を

変更事項	氏名	旧	(ふりがな)	性 別	旧	男 ・ 女
		新	(旧姓)		新	男 ・ 女
旧姓併記の希望 (該当する方に○を付けること)	氏名	旧	(ふりがな)	性 別	旧	有 ・ 無
		新	(旧姓)		新	有 ・ 無
通 称	通 称	通 称	通 称	通 称	通 称	通 称

に改め、同様式備考

上に次のように加える。

(3) 免許証へ旧姓又は通称名の併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を証する書類（戸籍抄（謄）本文又は住民票の写し等）

様式第六号備考3中「行政手続条例」の12「（平成7年宮城県条例第30号）」を加える。

様式第八号中

本籍地都道府県名 (国 籍)	本籍地都道府県名 (ふりがな)	氏名(生年月日)	(ふりがな)	(年 月 日生)
--------------------	--------------------	----------	--------	-----------

を

本籍地都道府県名 (国 籍)	(ふりがな)	氏 名	(旧姓)
通 称	通 称	通 称	通 称

に改め、同様式備考

生 年 月 日	年 月 日生
---------	--------

2中「行政手続条例」の12「（平成7年宮城県条例第30号）」を加え、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

2 旧姓及び通称名は、汚損又は亡失した免許証に併記されていたものを記載すること。記載されていない場合は空欄のままとする。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十七号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

宮城県収入証紙
はり付け欄

栄養士免許申請書

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有・無

2 栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無

3 旧姓併記の希望の有無

有・無

上記により、栄養士免許を申請します。

宮城県知事

殿

年 月 日

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)	
電 話 番 号	() ()
住 所	〒 (ふりがな)
氏 名	(旧姓)
通 称 名	
生 年 月 日	年 月 日生
性 別	男 ・ 女

備考

1 この申請書は、次の書類 (試験合格者は3を除く。) を添えて提出すること。

- (1) 栄養士養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書 (試験合格者にあつては、合格証書の写し)
 - (2) 戸籍抄 (謄) 本又は住民票の写し (本籍 (日本国籍を有しない者については、国籍等) を記載したものに限る。) (出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)
 - (3) 栄養士養成課程履修証明書
- 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 3 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。
- 4 行政手続条例 (平成7年宮城県条例第30号) 第6条に基づき標準処理期間は、20日間とする。

変更事項	本 籍 地 都 道 府 県 名	旧	
	氏 名	旧	(ふりがな)
変更事項	本 籍 地 都 道 府 県 名	新	
	氏 名	新	(ふりがな)

様式第2号中

変更事項	本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)	旧	
		新	(ふりがな)
変更事項	氏 名	旧	(旧姓)
		新	(ふりがな) (旧姓)
変更事項	性 別	旧	男 ・ 女
		新	男 ・ 女
変更事項	旧 姓 併 記 の 希 望 (該当する方に○を付けること)	旧	有 ・ 無
		新	
通 称 名	通 称 名		

に改め、同様式備考

「こゝから以下を記入」

- (3) 免許証へ旧姓又は通称名の併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を証する書類 (戸籍抄 (謄) 本又は住民票の写し等)
- 様式第1号と並列の「行政手続条例」にて「(平成7年宮城県条例第30号)」を記入。

様式第四号中

本籍地都道府県名	
氏名(生年月日)	(ふりがな) (年 月 日生)

を

「本籍地都道府県名(国籍籍)」	(ふりがな)
氏名	(ふりがな) ----- (旧姓)
通称名	
生年月日	年 月 日生

に改め、同様式備考

2中「行政手続条例」の下に「平成7年宮城県条例第30号」を加え、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

- 旧姓及び通称名は、汚損又は亡失した免許証に併記されていたものを記載すること。
- 記載されていない場合は空欄のままとする。

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百五十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 農用地利用配分計画の概要別冊のとおり
- 認可年月日

令和二年十二月十八日

○宮城県告示第九百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。
令和二年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除予定保安林の所在場所
牡鹿郡女川町飯子浜字飯子一九の六
- 保安林として指定された目的
魚つき

- 解除の理由
道路用地とするため

○宮城県告示第九百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
令和二年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 保安林予定森林の所在場所
柴田郡川崎町大字川内字小谷立山八
- 指定の目的
土砂の流出の防備

- 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字小谷立山八(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月十八日

一 施行者の名称

栗原市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路事業

2 名称

三・四・三号一迫南線及び三・四・十五号駅前大通線

三 事業施行期間

「平成二十七年五月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」を

「平成二十七年五月二十二日から令和六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月十八日

一 施行者の名称

栗原市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路事業

2 名称

三・四・十五号駅前大通線

三 事業施行期間

「平成二十八年一月十五日から平成三十三年三月三十一日まで」を

「平成二十八年一月十五日から令和六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市築館伊豆三丁目二十二番一、二十二番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

の 一 部、二十三番一の一部、二十三番三、二十三番四、二十三番五の一部
栗原市志波姫新熊谷二百五十五ー一
株式会社三和まちづくり研究所

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町吉岡字古館六十三番、六十四番、六十九番二、七十四番、七十五番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番二、八十五番、六十九番二の地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区川平四丁目二十六番三十四号
ウォーターワークス仙台株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美郡加美町字矢越三十四番一、三十五番一、三十六番一、三十七番一、三十八番一、二百六十一番一、二百六十二番二、三十五番二の一部、三十五番二地先道・水の一部、二百六十一番一地先道・水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
ダイワロイアル株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 南部地区職業教育拠点校新築工事（令和二年度債務教三九一〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年十月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 フジタ・八重樫工務店・松浦組建設工事共同企業体

代表者 株式会社フジタ東北支店 仙台市宮城野区榴岡三丁目七番三十三号

五 落札金額 三十五億九千九百二十二万四千円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手を決した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年八月四日